

## 第2回新潟リハビリテーション研究会プログラム

日時：平成11年4月17日（土）12:00～16:30

場所：新潟大学医学部第一講義室，小会議室

12:00～13:15

会場：小会議室

- ・役員会

13:30～14:30

会場：第一講義室

座長：佐藤 豊

- ・会長挨拶

高橋栄明

- ・一般演題

脳内出血による計算障害の1例

新潟大学医学部付属病院理学療法部

佐藤卓也

失語症言語治療における心理・社会的アプローチ

新潟リハビリテーション専門学校言語聴覚学科 鈴木 淳

14:30～14:45

会場：第一講義室

進行：真柄 彰

- ・新潟リハビリテーション研究会総会

14:45～15:00

休憩

15:00～16:30

会場：第一講義室

座長：堀川 楊

- ・講演

高次脳機能障害の症候と病巣

新潟大学脳研究所神経内科学分野助教授

相馬芳明

## 高次脳機能障害の症候と病巣

新潟大学脳研究所神経内科学分野助教授

相馬芳明

ヒトの脳は、運動、体性感覚、視覚、聴覚などの要素的な機能の他に、言語、行為、認知、記憶などのより複雑な機能も司っている。言語、行為、認知、記憶などを高次脳機能と呼ぶ。高次脳機能が脳内でどのように営まれているかは、正常人を観察してもあまりはっきりとはせず、むしろ脳損傷によってそれらが障害された場合に鮮明な姿をあらわしてくる場合が多い。

今回は高次脳機能障害のうち、言語の障害である失語、行為の障害である失行、認知の障害である失認について紹介する。

失語については、1861年のブローカの報告にはじまる研究の歴史をたどり、失語のタイプ（古典分類）とその責任病巣について解説する。言語機能は構音、語彙、文法などさまざまな機能の複合体である。それらの機能が、あるときは単独に、あるときは複合して障害される。その詳細な分析によって、左半球内の言語メカニズムが現時点でどのように理解されているかを論じる。読み書きの障害についても簡単にふれる。

失行については、まず Liepmann が記載した肢節運動失行、観念運動失行、観念失行についてその症状と病巣を論じ、さらに拮抗失行、着衣失行、構成失行、運動無視などについても解説する。

認知の障害として、視覚失認（連合型視覚失認、統覚型視覚失認、相貌失認）、地誌的障害、半側無視、聴覚失認、病態失認などについて解説する。

講師 相馬芳明（そうま よしあき）

御略歴：

昭和50年 東北大学医学部卒業

52年 新潟大学神経内科 入局

55年 東京大学神経内科 研究生

58年 東京都神経研 主任研究員

61年 パリ大学サルペトリエール病院留学

平成元年 竹田総合病院神経内科 科長

4年 新潟大学神経内科 講師

6年 同 助教授、現在に至る

専門：神経内科学、神経心理学

所属学会：日本神経学会（評議員）、日本神経心理学会（評議員、編集委員）、日本失語症学会（評議員）ほか

## 脳内出血による失計算の1例

新潟大学医学部附属病院 理学療法部

佐藤 卓也

新潟リハビリテーション専門学校

伊林 克彦

我々は、左半球脳内出血により計算障害を呈した症例を経験したので報告する。

〔症例〕69歳 男性 右利き 内科医。'93年7月8日早朝、テニス中にふらつき感、脱力感などを訴える。某院受診し、CTにて左脳内出血と診断され、当院を紹介され同日入院。翌日、開頭血腫除去術施行。9月10日退院し、言語療法目的にて外来通院となる。

〔神経学的所見〕入院時意識状態はJCSにてI-2。四肢の麻痺なし。知覚障害なし。病的反射なし。腱反射は正常。

CT所見：左角回、縁上回の皮質下にHDAを認めた。

〔神経心理学的所見〕発症当初、語健忘や中等度の理解障害などを中心とした失語症がみられた。発症3ヶ月以降、失語症状の改善がみられたが、計算での低下が残存した。WAIS-R IQ=106 (VIQ=116, PIQ=94)。計算問題での低下あり。Kohs立方体テストIQ=58、軽度構成障害あり。三宅式記銘力検査では、記銘力の低下はみられず。

〔計算課題〕加算に問題はなかったが、減算では繰り下げのミス、乗算では、九九は保たれていたが、繰り上げが加わると誤りがみられ、除算でも繰り上げのミスがみられた。また、乗除算では、上記のほかに、どことどの数字を掛けるのか、次にどのような操作をすべきかといった一貫した操作手順の喪失および混乱がみられた。

〔まとめ〕本症例では、簡単な暗算や九九は保たれており、数の認知や表記も問題はみられなかった。また視空間認知障害による数配列の混乱や位取りの混乱もみられなかった。本症例は、計算の基本的な約束が失われる障害である、anarithmetiaに類似すると思われた。

## 失語症言語治療における心理・社会的アプローチ

新潟リハビリテーション専門学校言語聴覚学科

鈴木 淳

一般に、言語はいわゆる“コミュニケーションの道具”とされていますが、それよりも本質的に、言語は、人間が外的世界を認識し、内的世界のなかで思索し、他者に対して表現するための、「自分らしさ」の道具と考えられます。

したがって、失語症の発症は、患者にとって、連続している「自分らしさ」の危機をもたらす脅威となります。しかし、これは、医療スタッフにとって、教科書などにみられる身体医学的な失語症の定義からだけでは、容易に実感しづらい視点だと思われれます。

失語症は、機能障害と能力低下にまたがった問題であり、いわばそれが一体化しているような印象がある障害です。認知-思考-行為-行動に深く関与する言語のこの障害は、患者に内面的な混乱と対外的なやりきれなさを、同時にもたらすことになりかねません。

この孤立無援の状況は、いらだち・孤独・不安・無力感など、さまざまな心理的状況を生み出すことにもなります。しかし、このような情緒的葛藤を自律的に処理しようにも、当の患者さんにはなかなか困難であるのが一般的であるようです。

臨床の場において、言語聴覚士は、このような心理・社会的問題を、意識的にしろ無意識的にしろ、引き受けなければならない立場にあると考えられます。

以上のことに留意しながら、常日頃関わっている失語症患者さんについて、また、言語治療の方向性についてあらためて考えてみることにしたいと思います。

(具体的な言語治療展開事例を、ビデオ供覧を含め、2~3お示し致します。)

## 第2回新潟リハビリテーション研究会 総会

平成11年4月17日 14:30～14:45

進行：真柄 彰

1. 会長挨拶
2. 庶務・会計報告
3. 次回の研究会プログラムについて

## 新潟リハビリテーション研究会会則（現行）

### 総 則

第1条 本会は新潟リハビリテーション研究会と称する。

### 目 的

第2条 本会は新潟県におけるリハビリテーション医学・医療の研究ならびにその進歩発展に寄与することを目的とする。

### 事 業

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1.年に一回以上の学術集会の開催。
- 2.総会の開催。
- 3.その他、第2条の目的を達成するために必要な事業。

### 会 員

第4条 会員は本会の目的に賛同し、会費を納入した医師とする。

第5条 会費滞納2年に及ぶ者は退会したものとみなす。

### 役 員

第6条 本会には顧問をおくことができる。

第7条 本会に会長1名、副会長1名、幹事・監事若干名を置き、役員会を構成する。

第8条 会長、副会長は役員会の推薦を経て、総会で承認を受ける。

第9条 本会の目的のために以下の役員をおく。

- 1.会長は本会の業務を総轄し本会を代表する。
- 2.副会長は会長を補佐する。
- 3.幹事は本会の事業の運営にあたる。
- 4.監事は本会の会計及び会務の監査を行なう。
- 5.役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

### 会 計

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

### 付 則

第11条 総会は年1回開催する。役員会は会長が必要と認めた場合、招集する。

第12条 本会則の改正は総会において、その出席者の半数以上の同意を要するものとする。

第13条 本会事務局を下記におく。

〒951-8520新潟市旭町通1 新潟大学医学部附属病院理学療法部

### 役員会における申し合せ事項

- 1.幹事は原則として本会の発起人があたるが、役員会の承認を経て他に若干名を置くことができる。
- 2.会員の年会費は3000円とする。
- 3.本会則は平成10年4月25日より施行する。

## 新潟リハビリテーション研究会会則（改正案）

### 総 則

第1条 本会は新潟リハビリテーション研究会と称する。

### 目 的

第2条 本会は新潟県におけるリハビリテーション医学・医療の研究ならびにその進歩発展に寄与することを目的とする。

### 事 業

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1.年に一回以上の学術集会の開催。
- 2.総会の開催。
- 3.その他、第2条の目的を達成するために必要な事業。

### 会 員

第4条 本会会員は以下の通りとする。

- 1.正会員：本会の目的に賛同し、会費を納入した医師とする。
- 2.賛助会員：本会の趣旨に賛同し、役員会が認めたものとする。

第5条 会費滞納2年に及ぶ者は退会したものとみなす。

### 役 員

第6条 本会には顧問をおくことができる。

第7条 本会に会長1名、副会長1名、幹事・監事若干名を置き、役員会を構成する。

第8条 会長、副会長は役員会の推薦を経て、総会で承認を受ける。

第9条 本会の目的のために以下の役員をおく。

- 1.会長は本会の業務を総轄し本会を代表する。
- 2.副会長は会長を補佐する。
- 3.幹事は本会の事業の運営にあたる。
- 4.監事は本会の会計及び会務の監査を行なう。
- 5.役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

### 会 計

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

### 付 則

第11条 総会は年1回開催する。役員会は会長が必要と認めた場合、招集する。

第12条 本会則の改正は総会において、その出席者の半数以上の同意を要するものとする。

第13条 本会事務局を下記におく。

〒951-8520新潟市旭町通1 新潟大学医学部附属病院理学療法部

### 役員会における申し合せ事項

- 1.幹事は原則として本会の発起人があたるが、役員会の承認を経て他に若干名を置くことができる。
- 2.会員の年会費は3000円とする。
- 3.本会則は平成10年4月25日より施行する。